

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十
八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

	改 正 後	改 正 前
	（費用弁償等の額）	（費用弁償等の額）
第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。	第八条 県議会議員及び委員会の委員等に支給する費用弁償の額は、別表第一のとおりとする。	
2・3 (略)	2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項本文の規定にかかわらず、別表第三の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。(略)	4 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。